

平成30年11月16日  
国立大学法人信州大学長裁定  
国立大学法人山梨大学長裁定

## 甲信地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会実施要項

### (目的)

第1条 この実施要項は、「甲信地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会の設置に係る協定書」第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人信州大学及び国立大学法人山梨大学（以下「連携大学」という。）が共同で設置する委員会の運営等を円滑に行うために必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、中立かつ公正な立場で客観的に入札及び契約についての審議その他必要な任務を適切に行うことができる連携大学外の学識経験等を有する者のうちから、連携大学の学長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 連携大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けること。

(2) 前号の報告から委員会が抽出し、又は指定した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、次に掲げる事項について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点について、必要な範囲で当該公共工事を発注した連携大学の学長に意見の具申又は勧告を行うこと。

イ 一般競争に係る参加資格の設定理由及び経緯等

ロ 指名競争に係る指名理由及び経緯等

ハ 企画競争及び参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約方式に係る公募要件等の理由及び経緯等

ニ 契約方針の選定理由及び経緯等

(3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理(苦情の申立てに対する回答に不満のある者が再度申し立てた苦情に係る処理をいう。以下同じ。)について審議を行い、意見書を作成して、当該再苦情の申立てがなされた連携大学の学長に、再苦情の申立てがあった日から起算して概ね50日以内に報告を行うこと。

イ 入札及び契約手続き(政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける公共工事を除く。)

ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

ハ 工事成績評価

(4) その他連携大学の学長が審議を要すると認める事項

(開催)

第6条 委員会は、委員3名以上の出席をもって成立する。

2 前条第1号及び第2号の事項に係る委員会は、年1回以上開催する。

3 前条第3号の事項に係る委員会は、再苦情の申立てがあったときに、必要に応じて開催する。

4 前条第4号の事項に係る委員会は、連携大学の学長の諮問に基づき開催する。

5 前3項の委員会は非公開とし、議事の概要は公表する。

(抽出又は指定の方法)

第7条 第5条第2号に規定する抽出又は指定は、無作為の方法によって行う。

2 委員会は、前項に規定する手続をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

3 前項の規定により委任を受けた委員は、その抽出又は指定に係る事項の結果について、速やかに委員会に報告しなければならない。

(審議参加の制限)

第8条 委員は、第5条第2号から第4号までの事項に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることはできない。

2 委員は、前項の規定に該当する議事のある場合は、遅滞なく委員会に申し出るものとする。

(意見の聴取)

第9条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、第5条の事項を処理する上で、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(公表事項)

第11条 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

2 委員会は、第5条第2号の規定により意見の具申又は勧告を行った場合は、これを公表するものとする。

3 委員会は、第5条第3号の規定により意見書を作成し報告を行った場合は、これを公表するものとする。

4 委員会は、第5条第4号の規定により連携大学の学長の諮問事項に対し答申を行った場合は、これを公表するものとする。

5 公表は、連携大学それぞれのホームページにおいて行う。

(報酬等及び用負担)

第12条 委員に対し、報酬及び職務を行うための費用（以下「報酬等」という。）を支給する。

2 委員の報酬等については、別に定める申合せによるものとする。

3 前項に規定するもののほか、委員会の運営に必要な費用の負担については、連携大学の合意の上行うものとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、連携大学の施設担当課が1年毎に交互に担当し、その他委員会の庶務に関することは別に定める申合せによるものとする。

(必要事項)

第14条 この実施要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める申合せによるものとする。

(雑則)

第15条 この実施要項に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、連携大学において協議し定めるものとする。

附 則

この実施要項は、平成30年11月16日から施行する。